

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年1月28日（平成28年（行情）諮問第51号）

答申日：平成28年10月24日（平成28年度（行情）答申第467号）

事件名：「通達件名一覧 平成27年 陸上幕僚監部」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「通達件名一覧 平成27年 陸上幕僚監部（抜粋）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年10月26日付け防官文第16930号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件対象文書につき、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める。
- (2) 本件対象文書の履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求める。
- (3) 原処分で特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容が複製されたものであるかの確認を求める。
- (4) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）として特定されなかった情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。
- (5) 原処分で一部不開示とされた部分につき、当該部分に記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「2015年1月1日～6月末日間に発令された陸上幕僚長通達の一覧。（抜粋可）＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情

報も含む。」の開示を求めるものであり、処分庁は、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、平成27年10月26日付け防官文第16930号により、法9条1項の規定に基づく一部開示決定（原処分）を行った。

本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

2 不開示とした部分及び理由について

原処分において、不開示とした部分及び法5条の該当性については、別紙のとおりである。

3 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、原処分において特定した本件対象文書の電磁的記録は、PDFファイル形式とは異なる、いわゆる表計算ソフトにより作成された文書であり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定している。

なお、異議申立人は処分庁が原処分における開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては、「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式は明示していない。

(2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報等については、防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

(3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件異議申立てがあった時点においては、開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。

(4) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分のうち一部の不開示部分に

- ついてその取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別紙のとおり同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (5) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 平成28年1月28日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年2月16日 | 審議 |
| ④ 同月29日 | 異議申立人から意見書1及び2を收受 |
| ⑤ 同年10月12日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 同月20日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、陸上幕僚監部が発出した通達の件名の一覧であり、処分庁は、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別紙の番号1に掲げる部分

当該不開示部分には、陸上自衛隊の通信の保全に関する情報を含む通達の件名が記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、陸上自衛隊の通信の保全要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 別紙の番号2に掲げる部分

当該不開示部分には、他国に関わる情報を含む通達の件名が記載されていることが認められる。

当該不開示部分の情報の内容を踏まえると、これについては他国との間で非公表の取扱いとされている旨の諮問庁の上記第3の2（別紙の番号2）の説明内容は不自然・不合理とはいえない。

そうすると、当該不開示部分は、これを公にすることにより、我が国

と当該他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子

別紙

| 番号 | 不開示とした部分 | 不開示とした理由 |
|----|---|--|
| 1 | 39枚目の番号5, 42枚目の番号2, 4から6まで, 13から16まで及び23並びに43枚目の番号29, 32及び34の件名 | 陸上自衛隊の通信の保全に関する情報であり, これを公にすることにより, 陸上自衛隊の通信の保全要領が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。 |
| 2 | 40枚目の番号41の件名 | 他国との間で非公表の取扱いとされている情報であり, これを公にすることにより, 我が国と当該他国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。 |